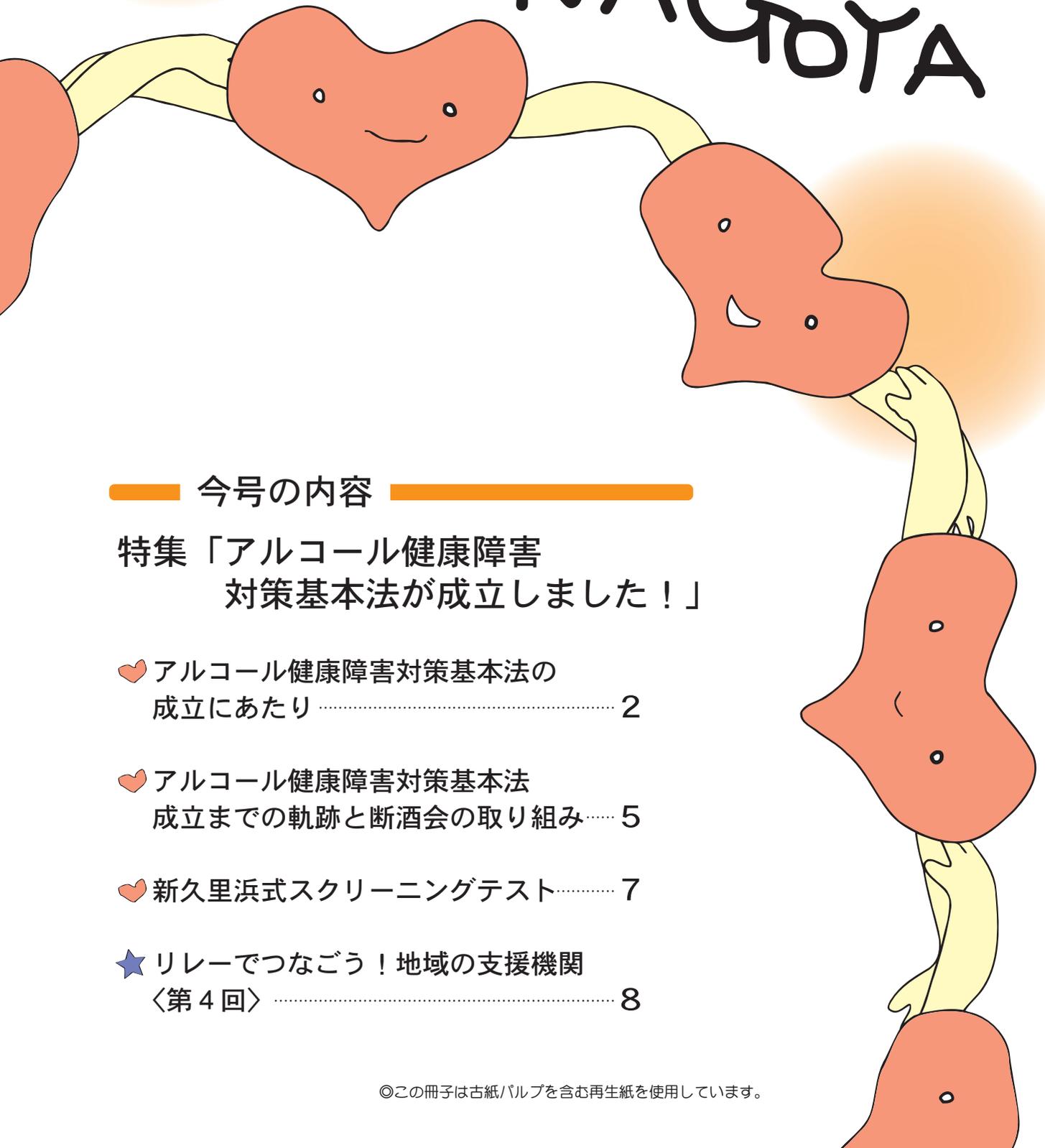




こころらぼ

14号

NAGOYA



今号の内容

特集「アルコール健康障害 対策基本法が成立しました！」

- ♥ アルコール健康障害対策基本法の
成立にあたり 2
- ♥ アルコール健康障害対策基本法
成立までの軌跡と断酒会の取り組み 5
- ♥ 新久里浜式スクリーニングテスト 7
- ★ リレーでつなごう！地域の支援機関
〈第4回〉 8

はじめに

名古屋市精神保健福祉センター
所長 新畑 敬子

平成25年12月7日に『アルコール健康障害対策基本法』が成立しました。

「お酒」は日本人にとって身近な存在で、「お酒」に関する伝統と文化は私たちの生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒は健康障害の原因となり、本人や家族、ひいては社会全体にとって深刻な影響や重大な社会問題も引き起こします。

この法律では『アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）』が規定されました。しかし、まずは今日から、自分自身やご家族の「お酒」や「お酒との関わり」について考えてみましょう。



アルコール健康障害対策基本法の成立にあたり

八事病院 八事アルコール医療センター長
奥田 正英

平成25年12月7日未明に「アルコール健康障害対策基本法」（以下本法と略）が臨時国会で成立しました。同時期に特定秘密保護法が国会で議論されマスコミでも大きく取り上げられましたので、本法は世間で余り話題にされませんでした。しかし、平成22年5月にWHOの総会で「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が全会一致で採択されてから、3年余を経過してようやく我が国で法案が成立しました。アルコール問題に関係する医療機関や断酒会などが「アル法ネット」へ集まり国会議員などに働きかけた成果です。これから2年をかけて国や都道府県の行政レベルで具体的な基本計画が策定され、アルコールによる健康障害に対して、予防から治療、それに社会復帰まで、医療、福祉、行政など関係する機関が各領域を越えて連携して包括的に解決できることを目指します。ここではアルコールで起きる健康障害の具体的な問題、本法の理念と骨子、それに八事アルコール医療センターでの現在の取り組みについてお話をします。

1) アルコールで起きる健康障害

アルコールは不適切な飲酒や多量飲酒などによりいろいろな問題を起こしますが、それらはアルコー

ル関連問題と呼ばれています。それらの第一は身体の問題で、アルコールの毒性は全身へ悪影響を及ぼし、まずアルコールが直接通過し代謝を受ける消化器系が障害され、胃腸障害や肝障害などの消化管障害を起こします。またデリケートな神経ネットワークを作る中枢神経も障害され、急性のアルコール障害ではほろ酔いから酩酊状態でいろいろなレベルの意識障害を、慢性の障害ではアルコール依存症を起こします。また未成年や妊婦へのアルコールの影響は深刻です。第二は家族の問題です。夫婦喧嘩、暴言や暴力、虐待（DV）、さらにその家族に育てられた子供たちへの影響はAC（アダルトチルドレン）として心に大きな傷を負わせます。また主婦が飲酒をすれば家事や子供の養育もできなくなります。第三は会社の問題です。遅刻、欠勤、離職、労働災害などを生じます。第四は、経済・社会の問題です。飲酒による浪費、借金、飲酒運転、自殺、暴力事件、強盗や殺人に関連します。

このようにアルコールは深刻な影響を個人ばかりでなく周囲の家族や会社さらに社会へも及ぼします。ですから単に医療機関だけの対応では自ずと限界があります。

2) 「アルコール健康障害対策基本法」の理念と骨子

このようなアルコールによる広範囲な問題に対して、本法の理念は行政のレベルで有効な施策で支援を行い、国民の健康を保護し安心して暮らせる社会を実現することです。基本的な骨子は国、自治体、酒類製造・販売業者、医師、国民などの各々が関係する責務を明らかにし、国は今後2年以内に「アルコール健康障害対策推進基本計画」をつくり、健康診断、保健指導、医療の充実、飲酒運転に対する指導や教育など必要な施策を実施するように義務付けられました。都道府県は実情に即したアルコール健康障害対策をするように決められました。

まずアルコール健康障害とは「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」と定義されました。アルコール健康障害対策の理念は、第一に「予防医学」の観点から一次予防として学校教育で保健指導を行い発生の予防をします。二次予防として早期発見・早期治療を目指してアルコールの乱用、生活習慣病へのリスクに早期の介入による

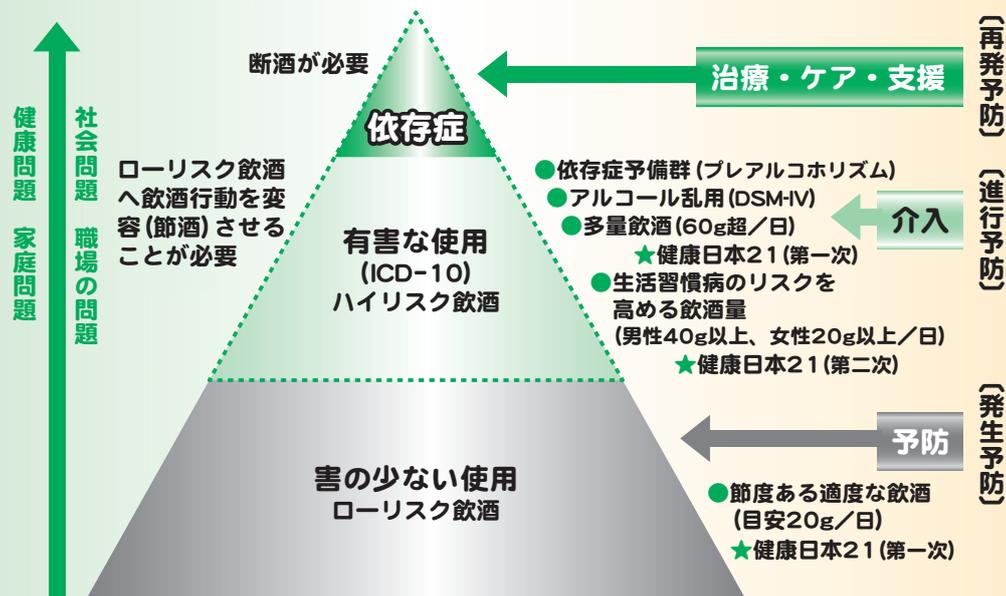
進行の予防をします。さらに三次予防としてアルコール依存症になっても専門のアルコール治療、ケア、家族を含めた社会的な支援を行い再発予防につなげる総合的な施策を求めるものです。第二にアルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連しますので、これらの問題を根本的に解決するために、関連する施策と有機的に整合性を取るよう促しています。

またアルコール関連問題の啓発週間を11月10日から同月16日として、国および自治体に、その趣旨に相応しい事業を実施するように定めています。

3) 八事アルコール医療センター

平成25年10月に安心してアルコール医療を受けられるように八事病院に「八事アルコール医療センター」をスタートさせました。飲酒をして酔うのは個人の楽しみでありストレスを発散させ、仲間とのコミュニケーションにも欠かせません。また集団の団結を強め一体感を高めます。飲酒は個人が自由に自己責任で飲むもので他人が干渉するものではありません。しかし、心の病気であるアルコール依存症

アルコール健康障害対策基本法が目ざすもの



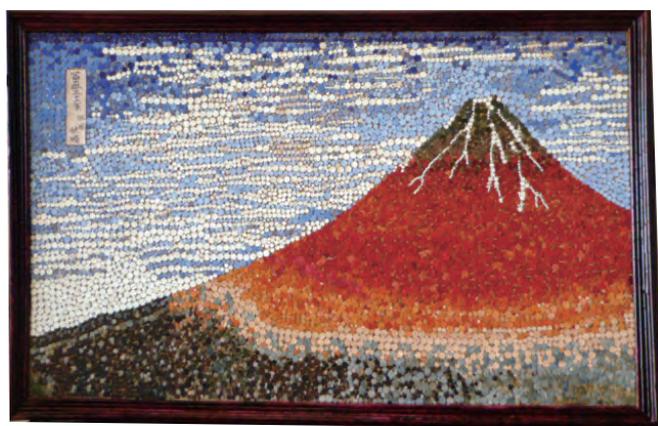
は本人が気付かないまま病状を進行させます。内科の診療は受けても好き好んで精神科へは行きたくない心理的な抵抗がさらに心の健康を蝕んでいきます。今までは身体も心も重症化しないとアルコールの診療には至りませんでした。ですから当センターは従来の三次予防から、アルコール健康障害の早期発見と早期治療を行う二次予防も行うものと位置づけています。

現在、当センターでは具体的に次のことを行っています。

●**電話相談**：当院への受診案内や、関係機関などへの紹介、また病気に対する質問などの相談を相談室で受け付けます（平日8：30～17：00・土曜日8：30～12：30、但し休日、夜間の相談は、連絡先を確認させていただき後日、専門のケースワーカーから電話をします）。

●**外来治療**：専門医による精神科および内科の診療を行います。教育治療を希望される方はアルコール外来教育プログラムに参加できます。

- ・消化器専門医によるアルコール内科外来（水曜日・金曜日8：30～10：00）
- ・アルコール外来教育プログラム（週1回火曜日13：30～15：00、3ヶ月1クール：本プログラムを終了された方は院内断酒例会『断酒の集い』に参加することができます。）



タイトル：赤富士from東尾張
作者：東尾張病院 デイケア一同

縦55×横85cmの大作を革のモザイクで作成しました。下絵を描く、革に色を塗る、革を丸く抜く、貼る、グラデーションを計画する…など 少しずつですが多くのメンバーで完成させました。額縁はアンデルセン手芸で作りました。

●**入院治療**：本人の同意のもとに専門病棟での教育入院プログラム治療（任意入院で入院期間は3ヶ月間〔1ヶ月の解毒入院もあり〕）を実施します（アルコール専門内科治療、内観療法／日記療法を導入した個人精神療法、院内断酒例会〔断酒の集い〕で集団精神療法、YARP〔Yagoto Alcohol Rehabilitation Program〕で疾患に関する教育、家族会・家族勉強会での家族療法など）。

当センターは精神科ばかりでなく消化器科のアルコール専門医療を行い、アルコール健康障害に対して総合的な治療を行います。健康障害が起きてご本人のみならず家族も援助しながら社会復帰までサポートします。アルコール関連問題を持つ個人のミクロ領域からその解決のために福祉・行政のマクロ領域へ繋げるように、当センターは中間（＝メソ）領域を担当して個人の健康回復ばかりでなく家庭が健全に機能し、さらに社会復帰が円滑に進むように援助を行います。また、アルコールの多面的な問題に対して多機関、ことに医療と福祉・行政の連携など、多職種による多面的なネットワークを作りが重要ですので、その役割の一部を担いたいと考えています。

【八事アルコール医療センター】

〒468-0073

名古屋市天白区塩釜口一丁目403番地 八事病院内
TEL (052) 832-2111 FAX (052) 832-2135



作者：東尾張病院 デイケアメンバー
新人看護師さんへのプレゼントなどに使っています。

“アルコール健康障害対策基本法” 成立までの軌跡と断酒会の取り組み

NPO法人愛知県断酒連合会
事務局長 林 藤孝

平成25年12月7日、臨時国会においてアルコール健康障害対策基本法が成立いたしました。

全日本断酒連盟（以下「全断連」という。）の結成以来の悲願であった酒害対策に関する基本法が、結成50周年の節目に成就したことに深い感慨を覚え、この法律の定める付託に応える民間自助グループの一員である断酒会としての責務に身の引き締まる思いで一杯であります。

以下、基本法成立までの軌跡とそれに関わってきた断酒会の取り組みについて述べさせていただきます。

全断連は昭和38年11月10日に高知市で結成されました。この結成大会において大会共同宣言を採択、「全断連は個々の酒害者の救済はもとより、広く酒害の及ぼす社会悪について無関心であってはならない」と高らかに謳うとともに、「酒害防止三法の徹底を期せよ」などの六項目の大会決議を行いました。この大会決議の主旨は、その後連綿と引き継がれ、その精神を訴え続けるなか昭和62年のアルコール問題議員懇談会発足から今日のアルコール問題議員連盟の活躍を経て、アルコール健康障害対策基本法制定推進活動へと繋がることとなりました。

昭和62年5月、全断連からの要請を受けた戸塚進也衆院議員のご尽力によりアルコール問題議員懇談会が発足、全断連と厚生省に対する酒害問題に関する初のヒアリングが行われました。その席上、全断連は断酒会の歴史的経過と活動方針を説明。厚生省は公衆衛生審議会の「アルコール関連問題対策に関する意見」を中心に①アルコール販売に関する広告規制②自販機の規制などについて協力を要請することとなりました。懇談会は何回もの会合を重ねたのち中断しましたが、今井澄参院議員の力添えにより平成11年名称を「アルコール問題議員連盟」（以下「議連」という。）に改称、42名の超党派の議員

を擁し再スタート、平成13年には70名にまで組織が強化されました。その活動内容も全断連の応援的な性格からアルコール依存症対策をはじめ未成年の飲酒、TVコマーシャル、自販機問題等すべてのアルコール問題を包含した活動に変容、全断連の求めに応じて米国ヒューズ法の日本版の勉強会を開くなど内容もアルコール関連問題を広く扱うものと変革をとげてゆきました。政治情勢の影響を受けつつも、議連との会合は断続的に行われ、断酒会からの要望を法制化することを目指しましたが、議連の具体的行動を促すには至りませんでした。

そんな法制化への道程が混沌とした状況のなか、平成22年7月全断連顧問である猪野亜朗氏（三重かすみがうらクリニック副院長）から全断連に対して、WHO総会における“アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略”採択を契機に、アルコール関連問題学会を中心にアルコール関連の基本法制定のための活動を開始する旨の意思が伝えられるとともに協力の要請がありました。それ以前から情報交換は続いていましたが、具体的なアクションはこれが最初であるとともに、アルコール関連問題学会の理事長である丸山勝也氏からも企画書の提示を受けました。全断連としても、WHO総会決議という絶好の機会とアルコール関連精神3医学会との連携により法制化を協力で推進できることを確信し、丸山・猪野両氏に全面的な協力を申し出ました。さらに市民活動団体としてアスクが加わることとなり、広報活動による賛同者・団体を募ることが期待できる状況となりました。

3医学会の了解を得て、当時の櫻井充議連会長に要請をし、8月5日参議院議員会館において議連総会を開催いただいた席上、全断連からは「アルコール関連問題対策基本法制定の議員立法」、「ナショナル

ル酒害相談センター設立推進」の2点を要請。基本法については、猪野氏作成の「アルコール関連問題対策基本法（試案）」を提出し、アルコール関連問題学会へのヒアリングの機会を求めました。この議連総会には、中谷元衆院議員（現議連会長）、あべ俊子衆院議員（現議連幹事）、松山政司参院議員（現議連副会長）が出席されており、早期の国会上程に向けた積極的な意見が続出、基本法制定に光が見出せる機会となりました。

平成24年に入り、アルコール関連精神3医学会、特定非営利活動法人アスク等とともにアルコール関連問題基本法推進ネットワーク（以下「アル法ネット」という。）を設立、平成24年5月31日参議院議員会館で、アル法ネットの設立総会を開催いたしました。これより、全断連は、単独での活動からアル法ネットの幹事団体として、議連との連絡・調整活動を始めることとなりました。

平成24年6月開催の議連総会での席上で参議院法制局作成の「アルコール健康障害対策基本法案（仮称）のイメージ」が配布されました。その後、「イメージ」は「アルコール健康障害対策基本法案骨子（案）」となり、衆議院解散、政権交代、議連の活動の中断を経て、平成25年5月には衆議院法制局により条文化され「アルコール健康障害対策基本法案（未定稿）」が提出されました。これを契機に議連の動きに加速がつき、頻繁な会合が繰り返されることとなり、アル法ネット・酒造・酒販業界・関係省庁のヒアリングが進み、基本法案の調整、修正が行われました。

7月になり議連は10月以降の臨時国会への基本法案上程を視野に入れ、全断連に対し基本法制定推進に向けた全国活動として、各地域において地元選出国會議員への基本法賛同と議員連盟参加を呼びかけること、各地域における基本法制定推進への盛りあがりを図ること及び地方議会で国に対する「基本法制定を求める意見書」提出の決議を行うよう陳情することの三点の要望がなされました。これを受けて、

全断連からの協力要請を受けた加盟断酒会の活動が活発化し、議員連盟参加議員数は10月末で93名、基本法賛同議員数は16名に達しました。（6月末時点では、それぞれ60名、10名）。また、5月11日名古屋市において、アルコール関連問題学会、愛知・静岡・岐阜・三重県の断酒会等共催による「アルコール健康障害対策基本法の制定を願う集い」を、9月1日には堺市において、同じく学会と全断連近畿ブロック協議会等共催で集いを開催。それぞれ大成功を収めました。6月広島県断酒連合会の要請により、全国のトップを切り広島県議会が基本法制定に対する意見書提出を決議。これを皮切りに、9月の各地方議会において、各地域断酒会からの陳情を請けた北海道・愛知・三重・奈良・和歌山・鳥取・島根・山口・愛媛・大分県議会さらに名古屋市議会と合計11道県1市の議会が意見書の提出を決議しました。

10月24日の議連総会で基本法案は最終確認され、以降、各党内の合意が進み、11月7日の議連総会で各党党内調整の終了と合意成立が確認され、法案から“未定稿”の文字が削除され法案が確定しました。

11月20日衆議院本会議に上程され可決、臨時国会会期最終日の12月7日未明、参議院本会議で満場一致により基本法案は可決成立いたしました。翌日12月8日岡山市で開かれた集いは、名称を「基本法制定を願う集い」から「基本法制定を祝う集い」と改め、多数の議連役員と地元国會議員、県議會議員、市議會議員を集めて開催、断酒会50年来の悲願成就の集会となりました。

基本法制定により、医療・行政との連携活動が促進され、アルコール依存症をはじめとするアルコール関連問題が社会に広く正しく認識されることで、偏見の解消が進むことと共に回復のための社会資源としての断酒会への理解が高まり、一人でも多くの酒害者・その家族が救済される環境が整うことを、制定の時に居合わせることができた断酒会会員の一人として切望いたします。

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト

久里浜医療センターは、昭和38年に日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、平成元年にはWHOから日本で唯一のアルコール関連問題の施設として指定されました。

久里浜医療センターによって作られた日本人向けのアルコール依存症のスクリーニングテストを掲載します。

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：男性版 (KAST-M)			
最近6カ月の間に、以下のようなことがありましたか。			
	項目	はい	いいえ
1	食事は1日3回、ほぼ規則的にとっている	0点	1点
2	糖尿病、肝臓病、または心臓病と診断され、その治療を受けたことがある	1点	0点
3	酒を飲まないで寝付けないことが多い	1点	0点
4	二日酔いで仕事を休んだり、大事な約束を守らなかったりしたことがある	1点	0点
5	酒をやめる必要性を感じたことがある	1点	0点
6	酒を飲まなければいい人だとよく言われる	1点	0点
7	家族に隠すようにして酒を飲むことがある	1点	0点
8	酒が切れたときに、汗がでたり、手が震えたり、いらいらや不眠など苦しいことがある	1点	0点
9	朝酒や昼酒の経験が何度かある	1点	0点
10	飲まないほうがよい生活が送れそうだと思う	1点	0点
		合計点	点
判定 1. 合計点が4点以上 アルコール依存症の疑い群：アルコール依存症の疑いが高い群です。専門医療の受診をお勧めします。 2. 合計点が1～3点 要注意群：飲酒量を減らしたり、一定期間禁酒をしたりする必要があります。医療者と相談してください。ただし、質問項目1番のみ「いいえ」の場合には、正常群とします。 3. 合計点が0点 正常群			

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：女性版 (KAST-F)			
最近6カ月の間に、以下のようなことがありましたか。			
	項目	はい	いいえ
1	酒を飲まないで寝付けないことが多い	1点	0点
2	医師からアルコールを控えるように言われたことがある	1点	0点
3	せめて今日だけは酒を飲みたいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	1点	0点
4	酒の量を減らそうとしたり、酒を止めようと試みたことがある	1点	0点
5	飲酒しながら、仕事、家事、育児をすることがある	1点	0点
6	私のしていた仕事をまわりのひとがするようになった	1点	0点
7	酒を飲まなければいい人だとよく言われる	1点	0点
8	自分の飲酒についてうしろめたさを感じたことがある	1点	0点
		合計点	点
判定 1. 合計点が3点以上 アルコール依存症の疑い群：アルコール依存症の疑いが高い群です。専門医療の受診をお勧めします。 2. 合計点が1～2点 要注意群：飲酒量を減らしたり、一定期間禁酒をしたりする必要があります。医療者と相談してください。ただし、質問項目6番のみ「はい」の場合には、正常群とします。 3. 合計点が0点 正常群			

リレーでつなごう！地域の支援機関 第4回

NPO法人愛知県断酒連合会 仲間の会事業所（陽だまり/あゆみ/はばたき）

仲間の会事業所（陽だまり/あゆみ/はばたき）は、NPO法人愛知県断酒連合会（通称：断酒会）を運営母体に、アルコールの問題を抱える方、アルコール依存症の診断を受けた方が集う昼間の居場所、社会復帰に向けてのリハビリ施設として、平成9年に設立されました。

当事業所は、『断酒会館』という1つの建物の中に、3つの事業所が入っています。1階にある「仲間の会陽だまり」（作業所型地域活動支援事業所）は、飲まない時間を自分のペースで過ごす事ができる場所になっており、読書をする方もいれば、その日来所したメンバーとおしゃべりをして過ごされる方もいます。また、アルコール問題に悩む本人・ご家族の相談窓口として、ソーシャルワーカーや当事者職員（アルコール依存症から回復の道を行ってきた方）がお話を聞かせていただきます。2階「仲間の会あゆみ」（自立訓練【生活訓練】）は、お酒をやめ始めの方・退院したばかりの方が、園芸活動・ミーティング・スポーツなどの様々なプログラムに取り組みながら、お酒のない生活、規則正しい生活のリズムを整え、社会復帰を目指します。3階「仲間の会はばたき」（就労継続支援B型）は、自分なりの断酒生活が安定してきた方が、社会参加を通して、意欲や生きがいにつながることを目指す場になります。地域のお年寄りの方のお宅に伺い、草抜き作業などをする『コンビニサービス』などの仕事を通し、地域の方たちと関わることを大切にしています。

それぞれ体験通所もできますので、いつでもご連絡ください。

アルコール問題でお困りの方は、一度ご連絡ください

❖NPO 法人愛知県断酒連合会❖ （月～日、9：00～17：00）

【住所】 名古屋市南区城下町1-12 断酒会館

【TEL】 052-824-1567 【FAX】 052-824-7134

【HP】 <http://homepage3.nifty.com/ai-dansyu/>

【アクセス】 名鉄「本笠寺」より徒歩15分 / JR「笠寺」より徒歩20分 / 市バス「千竈通2丁目」より徒歩10分

◇仲間の会事業所◇ （月～金、9：00～17：00）

（1階）仲間の会陽だまり 【TEL/FAX】052-821-0650

（2階）仲間の会あゆみ 【TEL/FAX】052-819-3625

（3階）仲間の会はばたき 【TEL/FAX】052-819-5421



★次回は「ワークセンターメイプル」さんです。

名古屋市精神保健福祉センター ころらぼ

Nagoya City Mental Health & Welfare Center KOKORABO

名古屋市精神保健福祉センターは、精神保健福祉活動の中心的な施設としてさまざまな事業を行っています。

精神保健福祉相談（予約制）

思春期の精神保健相談、薬物リハビリテーション相談、自死遺族相談、その他の精神保健福祉相談を行っています。

人材育成・技術援助

保健所、社会復帰施設等の関係機関の職員を対象に、精神保健福祉活動についての専門的な教育研修、技術援助を行っています。

普及啓発

心の健康や精神障害に関する正しい知識の普及を図るために、講演会の開催やパンフレットの発行を行っています。

精神医療審査会の事務

精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護のための専門的・独立的な機関である精神医療審査会の事務を行っています。

組織育成

精神障害者家族会や精神保健福祉に関するボランティア団体等の活動を支援しています。

自立支援医療（精神通院）等判定

自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行っています。

リワーク支援プログラム

うつ状態で離職（休職）中の方が復職・再就職を目指すプログラムを行っています。

調査研究・企画立案

精神保健福祉行政の推進を図るため、調査研究や情報収集を行い、施策の企画立案を行っています。

名古屋市ひきこもり地域支援センター tel.052-483-2077

名古屋市精神保健福祉センター通信 ころらぼNAGOYA 14号

発行日 2014年3月

発行 名古屋市

発行部数 3,100部

編集担当 名古屋市精神保健福祉センター ころらぼ

〒453-0024 名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18

tel.052-483-2095 fax.052-483-2029

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/>

category/22-5-3-0-0-0-0-0-0-0.html